

入 所 利 用 料 金 表

令和8年6月1日～

※オムツ代は施設サービス費に含まれておりますので、費用負担はありません。

※金額は1単位=10円の計算で記載しています。

※★はR8.6.1から変更がある項目です。

サ ー ビ ス の 種 類		サービス利用料			個人負担(円)※1割		個人負担(円)※2割		個人負担(円)※3割	
		要介護度	単位	日 額	日 額	月 額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
介護保健施設サービス費（強化型）	多床室	要 介 護 1	871	8,710	871	26,130	1,742	52,260	2,613	78,390
		要 介 護 2	947	9,470	947	28,410	1,894	56,820	2,841	85,230
		要 介 護 3	1,014	10,140	1,014	30,420	2,028	60,840	3,042	91,260
		要 介 護 4	1,072	10,720	1,072	32,160	2,144	64,320	3,216	96,480
		要 介 護 5	1,125	11,250	1,125	33,750	2,250	67,500	3,375	101,250
	個 室	要 介 護 1	788	7,880	788	23,640	1,576	47,280	2,364	70,920
		要 介 護 2	863	8,630	863	25,890	1,726	51,780	2,589	77,670
		要 介 護 3	928	9,280	928	27,840	1,856	55,680	2,784	83,520
		要 介 護 4	985	9,850	985	29,550	1,970	59,100	2,955	88,650
		要 介 護 5	1,040	10,400	1,040	31,200	2,080	62,400	3,120	93,600

介護保健施設サービス費（基本型）	多床室	要介護 1	793	7,930	793	23,790	1,586	47,580	2,379	71,370
		要介護 2	843	8,430	843	25,290	1,686	50,580	2,529	75,870
		要介護 3	908	9,080	908	27,240	1,816	54,480	2,724	81,720
		要介護 4	961	9,610	961	28,830	1,922	57,660	2,883	86,490
		要介護 5	1,012	10,120	1,012	30,360	2,024	60,720	3,036	91,080
	個 室	要介護 1	717	7,170	717	21,510	1,434	43,020	2,151	64,530
		要介護 2	763	7,630	763	22,890	1,526	45,780	2,289	68,670
		要介護 3	828	8,280	828	24,840	1,656	49,680	2,484	74,520
		要介護 4	883	8,830	883	26,490	1,766	52,980	2,649	79,470
		要介護 5	932	9,320	932	27,960	1,864	55,920	2,796	83,880

【全員対象となる加算】

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上	22	220	22	660	44	1,320	66	1,980
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 Ⅰ（基本型の場合） 厚生労働大臣が定めた基準を満たした場合	51	510	51	1,530	102	3,060	153	4,590
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 Ⅱ（強化型の場合） 厚生労働大臣が定めた基準を満たした場合	51	510	51	1,530	102	3,060	153	4,590
夜勤職員配置加算 （夜勤時間帯に20名に1名以上、かつ入所者41以上では2名以上配置の場合）	24	240	24	720	48	1,440	72	2,160
栄養マネジメント強化加算 必要数の管理栄養士を配置し、栄養状態等の情報を厚労省へ提出し継続的な栄養管理を強化して実施	11	110	11	330	22	660	33	990
褥瘡マネジメント加算（いずれかを算定） ※1月につき （Ⅰ） 褥瘡発生と関連のあるリスクについて入所時等に評価するとともに、3ヶ月に1回評価し、その結果を厚労省に提出し、褥瘡管理の実施に活用すること。リスクがあるとされた時は、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施、定期的に見直しを行う。	3			3		6		9
（Ⅱ） Ⅰの要件を満たし、評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者に褥瘡発生がないこと。	13			13		26		39
排泄つ支援加算（いずれかを算定） ※1月につき （Ⅰ） 排泄に介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減の見込みについて入所時に評価し、定期的に評価を行い、結果は厚労省に提出し、情報を活用していること。軽減が見込まれる入所者には支援計画を作成し、支援を継続実施し、定期的に見直しを行っていること。	10			10		20		30
（Ⅱ） Ⅰの要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態が基準を満たしている場合（一方が改善し、どちらも悪化がない、またはおむつの使用がありから使用なしに改善、または尿道カテーテルが留置されていた方が抜去された場合。）	15			15		30		45
（Ⅲ） Ⅰの要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態が基準を満たしている場合（一方が改善し、どちらも悪化がない、または尿道カテーテルが留置されていた方が抜去された場合で、おむつの使用がありから使用なしに改善。）	20			20		40		60

サ ー ビ ス の 種 類	サービス利用料			個人負担(円)※1割		個人負担(円)※2割		個人負担(円)※3割	
	要介護度	単位	日 額	日 額	月 額(30日)	日 額	月 額(30日)	日 額	月 額(30日)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(いずれかを算定) ※1月につき									
(Ⅰ) 医師、リハビリ職員が共同しリハビリテーション実施計画を作成し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、入所者ごとの計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること。口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。	53				53		106		159
(Ⅱ) 医師、リハビリ職員が共同しリハビリテーション実施計画を作成し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、入所者ごとの計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること。	33				33		66		99
自立支援促進加算 ※1月につき									
医師が、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行い、定期的に評価を見直し、計画等の策定等に参加していること。評価の結果、特に対応が必要であるとされた方毎に、多職種が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、ケアを実施。また、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること。	300				300		600		900
科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※1月につき									
入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること。	60				60		120		180
安全対策体制加算 (入所中に1回)									
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。	20	200	20		40		60		
協力医療機関連携加算 ※1月につき									
協力医療機関との間で情報共有を行う会議を開催し、急変時、入院が必要な場合の受け入れ体制を確保。	50				50		100		150
高齢者施設等感染対策向上加算 ※1月につき									
(Ⅰ) 第二種協定指定病院と間で、新興感染症発生時における取り決めを行い、適切な対応を行えるよう連携。	10				10		20		30
(Ⅱ) 感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者発生時の実地指導を受けている場合。	5				5		10		15
生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※1月につき									
見守り機器等を1つ以上導入し、検討委員会を開催、生産性向上ガイドラインに基づき改善活動を継続的にしている。業務改善取組による効果をデータ提供している場合。	10				10		20		30

★介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口 (1月につき)	所定単位数の9.7%相当	1 割負担	左記 1 割分* 2	左記 1 割分* 3
--------------------------	--------------	-------	------------	------------

【対象者のみ算定する加算】

短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 1回につき									
月1回評価を行いながら、入所後3ヶ月集中的なリハビリを実施	258	2,580	258		516		774		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 1回につき									
(Ⅰ) 居宅等を訪問し生活環境をふまえた計画書作成し入所後3ヶ月以内の集中的なリハビリを実施(週3回を限度)	240	2,400	240		480		720		
(Ⅱ) 入所後3ヶ月以内の集中的なリハビリを実施(週3回を限度)	120	1,200	120		240		360		
初期加算(いずれかを算定)									
(Ⅰ) 急性期病院を30日以内に退院し入所した場合入所日から30日間算定	60	600	60	1,800	120	3,600	180	5,400	
(Ⅱ) 入所日から30日間算定	30	300	30	900	60	1,800	90	2,700	
認知症チームケア推進加算Ⅰ ※1月につき									
(Ⅰ) Ⅱの要件のうち、指定研修が上位の研修修了者を配置している場合	150		150		300		450		
(Ⅱ) 認知症の方の占める割合が基準を満たしており、認知症介護に係る指定の研修修了者を配置しチームを作成。対象者に個別に評価を行い、チームケアを実施。	120		120		240		360		
認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所から7日間)									
医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅生活が困難で、緊急入所が必要と判断した利用者の方が入所した場合(入所から7日を限度)	200	2,000	200		400		600		

サービスの種類			サービス利用料		個人負担(円)※1割		個人負担(円)※2割		個人負担(円)※3割	
			要介護度	単位	日 額	日 額	月 額(30日)	日額	月額(30日)	日額
療養食加算 ※医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合 (脂質異常症食、貧血食、肝臓食、腎臓食、糖尿病食、等) ※1食につき			6	180	18	540	36	1,080	54	1,620
経口移行加算 (経管栄養の方を対象)			28	280	28	840	56	1,680	84	2,520
経口維持加算Ⅰ ※1月につき 経口維持計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合			400			400		800		1,200
経口維持加算Ⅱ ※1月につき 経口維持加算Ⅰを算定し、協力歯科医療機関を定めている施設で、継続的な食事摂取を支援する為の食事観察及び会議等に医師又は言語聴覚士等が加わった場合			100			100		200		300
口腔衛生管理加算(Ⅱ) ※1月につき 口腔衛生管理計画を作成し、歯科衛生士が月2回以上口腔衛生等の管理を行い、介護職員に具体的な技術的助言及び指導を実施。厚生労働省へ情報提出を行う。			110			110		220		330
再入所時栄養連携加算(1回) 再入所の際、厚生労働大臣が定める特別食等が必要な方に対し、栄養指導やカンファレンスに出席し、医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成した場合			200	2,000	200		400		600	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 自宅等を訪問して退所を目的とした施設サービス計画の策定と診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、支援計画を行った場合			480	4,800	480		960		1,440	
所定疾患施設療養費Ⅱ 1日につき 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対し、投薬、検査等を実施かつ、医師が厚生省の定める研修を受講している場合			480	4,800	480		960		1,440	
新興感染症等施設療養費(5日間のみ) 入所者等が厚生労働省が定める感染症に感染した場合に、適切な感染対策を行ったうえで介護サービスを行った場合に月に連続する5日を限度として算定			240	2,400	240		480		720	
外泊時費用 外泊した時、月6日まで加算(初日・最終日は除く)1日につき			362	3,620	362		724		1,086	
緊急時治療管理 入所者の病状が著しく変化し、緊急的に医療行為を行った場合(1月につき1回、連続する3日を限度) 1日につき			518	5,180	518		1,036		1,554	
特定治療 医学的リハビリ、処置、手術、麻酔、放射線治療を行った場合						要した治療費の1割負担	要した治療費の2割負担		要した治療費の3割負担	
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算(1月に1回のみ) 試行的退所時に療養上の指導を行った場合		400	4,000	400		800		1,200	
	退所時情報提供加算(Ⅰ) 居宅の場合 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合		500	5,000	500		1,000		1,500	
	退所時情報提供加算(Ⅱ) 医療機関の場合 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合		250	2,500	250		500		750	
	入退所前連携加算(Ⅰ) 入所前後30日以内に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、退所に際し希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス調整を行った場合		600	6,000	600		1,200		1,800	
	入退所前連携加算(Ⅱ) 退所前に利用を希望する居宅介護支援事業者に対して情報提供を行い、連携して退所後の居宅サービス調整を行った場合		400	4,000	400		800		1,200	
	訪問看護指示加算 退所時に医師が、訪問看護指示書を交付した場合		300	3,000	300		600		900	
ターミナルケア加算(施設にてターミナルケアを希望された場合)										
亡くなられた日以前31日～45日以下			72	720	72		144		216	
亡くなられた日以前4日～30日以下			160	1,600	160		320		480	
亡くなられた日の前日及び前々日			910	9,100	910		1,820		2,730	
亡くなられた日			1,900	19,000	1,900		3,800		5,700	